

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="350 604 1202 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1065 953 1359 1255">平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定</p> <p data-bbox="578 1776 979 1829">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1581 604 2427 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1276 2205 1339">平成 2 7 年 1 0 月</p> <p data-bbox="1804 1776 2205 1829">山梨県県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
<b>地質・土質調査業務共通仕様書</b>		
<b>目 次</b>		
<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受発注者の責務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 5</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 6</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 6</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 6</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 7</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 7</p> <p>第120条 検査…………… 7</p> <p>第121条 修補…………… 8</p> <p>第122条 条件変更等…………… 8</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変更…………… 8</p> <p>第125条 一時中止…………… 9</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第128条 部分使用…………… 10</p> <p>第129条 再委託…………… 10</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 10</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 11</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 13</p>	<p>第1章 総 則…………… 1</p> <p>第101条 適用…………… 1</p> <p>第102条 用語の定義…………… 1</p> <p>第103条 受注者の義務…………… 3</p> <p>第104条 業務の着手…………… 3</p> <p>第105条 調査地点の確認…………… 3</p> <p>第106条 設計図書の支給及び点検…………… 3</p> <p>第107条 監督員…………… 3</p> <p>第108条 業務主任技術者…………… 4</p> <p>第109条 照査の実施…………… 4</p> <p>第110条 担当技術者…………… 4</p> <p>第111条 提出書類…………… 4</p> <p>第112条 打合せ等…………… 4</p> <p>第113条 業務計画書…………… 5</p> <p>第114条 資料等の貸与及び返却…………… 5</p> <p>第115条 関係官公庁への手続き等…………… 5</p> <p>第116条 地元関係者との交渉等…………… 6</p> <p>第117条 土地への立ち入り等…………… 6</p> <p>第118条 成果物の提出…………… 7</p> <p>第119条 関係法令及び条例の遵守…………… 7</p> <p>第120条 検査…………… 7</p> <p>第121条 修補…………… 7</p> <p>第122条 条件変更等…………… 7</p> <p>第123条 契約変更…………… 8</p> <p>第124条 履行期間の変…………… 8</p> <p>第125条 一時中止…………… 8</p> <p>第126条 発注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第127条 受注者の賠償責任…………… 9</p> <p>第128条 部分使用…………… 9</p> <p>第129条 再委託…………… 9</p> <p>第130条 成果物の使用等…………… 10</p> <p>第131条 守秘義務…………… 10</p> <p>第132条 個人情報の取り扱い…………… 10</p> <p>第133条 安全等の確保…………… 12</p> <p>第134条 臨機の措置…………… 13</p>	

改定		現行		摘 要
第 135 条	履行報告	第 135 条	履行報告	
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
第 139 条	保険加入の義務			
第 2 章	機械ボーリング	第 2 章	機械ボーリング	
第 201 条	目的	第 201 条	目的	
第 202 条	土質の分類	第 202 条	土質の分類	
第 203 条	調査等	第 203 条	調査等	
第 204 条	成果物	第 204 条	成果物	
第 3 章	サンプリング	第 3 章	サンプリング	
第 301 条	目的	第 301 条	目的	
第 302 条	採取方法	第 302 条	採取方法	
第 303 条	試料の取扱い	第 303 条	試料の取扱い	
第 304 条	成果物	第 304 条	成果物	
第 4 章	サウンディング	第 4 章	サウンディング	
第 1 節	標準貫入試験	第 1 節	標準貫入試験	
第 401 条	目的	第 401 条	目的	
第 402 条	試験等	第 402 条	試験等	
第 403 条	成果物	第 403 条	成果物	
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 404 条	目的	第 404 条	目的	
第 405 条	試験等	第 405 条	試験等	
第 406 条	成果物	第 406 条	成果物	
第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験	第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験	
第 407 条	目的	第 407 条	目的	
第 408 条	試験等	第 408 条	試験等	
第 409 条	成果物	第 409 条	成果物	
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	
第 410 条	目的	第 410 条	目的	
第 411 条	試験等	第 411 条	試験等	
第 412 条	成果物	第 412 条	成果物	
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 413 条	目的	第 413 条	目的	
第 414 条	試験等	第 414 条	試験等	
第 415 条	成果物	第 415 条	成果物	

改定	現行	摘 要
第5章 原位置試験……………	第5章 原位置試験……………	
第1節 孔内水平載荷試験……………	第1節 孔内水平載荷試験……………	
第501条 目的……………	第501条 目的……………	
第502条 試験等……………	第502条 試験等……………	
第503条 成果物……………	第503条 成果物……………	
第2節 地盤の平板載荷試験……………	第2節 地盤の平板載荷試験……………	
第504条 目的……………	第504条 目的……………	
第505条 試験等……………	第505条 試験等……………	
第506条 成果物……………	第506条 成果物……………	
第3節 現場密度測定（砂置換法）……………	第3節 現場密度測定（砂置換法）……………	
第507条 目的……………	第507条 目的……………	
第508条 試験等……………	第508条 試験等……………	
第509条 成果物……………	第509条 成果物……………	
第4節 現場密度測定（R I法）……………	第4節 現場密度測定（R I法）……………	
第510条 目的……………	第510条 目的……………	
第511条 試験等……………	第511条 試験等……………	
第512条 成果物……………	第512条 成果物……………	
第5節 現場透水試験……………	第5節 現場透水試験……………	
第513条 目的……………	第513条 目的……………	
第514条 試験等……………	第514条 試験等……………	
第515条 成果物……………	第515条 成果物……………	
第6節 ルジオン試験……………	第6節 ルジオン試験……………	
第516条 目的……………	第516条 目的……………	
第517条 試験等……………	第517条 試験等……………	
第518条 成果物……………	第518条 成果物……………	
第7節 速度検層……………	第7節 速度検層……………	
第519条 目的……………	第519条 目的……………	
第520条 試験等……………	第520条 試験等……………	
第521条 成果物……………	第521条 成果物……………	
第8節 電気検層……………	第8節 電気検層……………	
第522条 目的……………	第522条 目的……………	
第523条 試験等……………	第523条 試験等……………	
第524条 成果物……………	第524条 成果物……………	
第6章 解析等調査業務……………	第6章 解析等調査業務……………	
第601条 目的……………	第601条 目的……………	
第602条 業務内容……………	第602条 業務内容……………	
第603条 成果物……………	第603条 成果物……………	

改定	現行	摘 要
第7章 軟弱地盤技術解析…………… 27 第701条 目的…………… 27 第702条 業務内容…………… 27 第703条 成果物…………… 28	第7章 軟弱地盤技術解析…………… 26 第701条 目的…………… 26 第702条 業務内容…………… 26 第703条 成果物…………… 27	
第8章 物理探査…………… 29 第1節 弾性波探査…………… 29 第801条 目的…………… 29 第802条 業務内容…………… 29 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）…………… 29 第803条 目的…………… 29 第804条 業務内容…………… 29	第8章 物理探査…………… 28 第1節 弾性波探査…………… 28 第801条 目的…………… 28 第802条 業務内容…………… 28 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）…………… 28 第803条 目的…………… 28 第804条 業務内容…………… 28	
第9章 地すべり調査…………… 31 第901条 目的…………… 31 第902条 計画準備…………… 31 第903条 地下水調査…………… 31 第904条 移動変形調査…………… 32 第905条 雨量観測…………… 32 第906条 解析…………… 32 第907条 対策工法選定…………… 33 第908条 報告書作成…………… 33	第9章 地すべり調査…………… 30 第901条 目的…………… 30 第902条 計画準備…………… 30 第903条 地下水調査…………… 30 第904条 移動変形調査…………… 31 第905条 解析…………… 31 第906条 対策工法選定…………… 31 第907条 報告書作成…………… 32	
第10章 地形・地表地質調査…………… 34 第1001条 目的…………… 34 第1002条 業務内容…………… 34 第1003条 成果物…………… 34	第10章 地形・地表地質調査…………… 33 第1001条 目的…………… 33 第1002条 業務内容…………… 33 第1003条 成果物…………… 33	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 101 条 適用</b></p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山梨県<b>県土整備部</b>の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 現場技術業務等の発注者支援業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p><b>第 103 条 受発注者の責務</b></p> <p>受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p><b>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</b></p> <p><b>第 106 条 設計図書の支給及び点検</b></p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p> <p><b>第 108 条 業務主任技術者</b></p> <p>1. 受注者は、地質・土質調査業務における業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 業務主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。</p> <p>3. 業務主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p><b>4. 業務主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</b></p>	<p><b>第 101 条 適用</b></p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山梨県の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 現場技術業務等の発注者支援業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p><b>第 103 条 受注者の義務</b></p> <p>受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p><b>第 106 条 設計図書の支給及び点検</b></p> <p>1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に<b>書面により</b>報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p> <p><b>第 108 条 業務主任技術者</b></p> <p>1. 受注者は、地質・土質調査業務における業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 業務主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。</p> <p>3. 業務主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p>	

改定	現行	摘要
<p><b>第 111 条 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。<b>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。</b></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><b>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</b></p> <p><b>第 112 条 打合せ等</b></p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 業務主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。</p> <p><b>5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</b></p> <p><b>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</b></p>	<p><b>第 111 条 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><b>第 112 条 打合せ等</b></p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 業務主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 113 条 業務計画書</b></p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）</p> <p>(10) 仮設備計画</p> <p>(11) その他</p> <p>受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>(2) 実施方針又は（11）その他には、第132 条個人情報の取扱い、第133 条安全等の確保及び第137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>	<p><b>第 113 条 業務計画書</b></p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）</p> <p>(10) 仮設備計画</p> <p>(11) その他</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>	



改定	現行	摘 要
<p><b>第 116 条 地元関係者との交渉等</b></p> <p>1. 契約書第 10 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、<b>監督員の指示</b>に基づいて、変更するものとする。</p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p><b>第 117 条 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 11 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内 <b>(休日等を除く)</b> に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p><b>第 116 条 地元関係者との交渉等</b></p> <p>1. 契約書第 10 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を <b>書面により</b> 随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。</p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p><b>第 117 条 土地への立ち入り等</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 11 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 122 条 条件変更等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。</li> <li>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</li> <li>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第 125 条 一時中止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第18条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第134条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</li> <li>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合</li> <li>(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合</li> <li>(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合</li> <li>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</li> </ol> </li> <li>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</li> <li>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。</li> </ol>	<p><b>第 122 条 条件変更等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合直ちに<b>書面をもって</b>その旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。</li> <li>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</li> <li>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第 125 条 一時中止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第18条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に<b>書面をもって</b>通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第134条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</li> <li>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合</li> <li>(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合</li> <li>(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合</li> <li>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</li> </ol> </li> <li>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</li> <li>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。</li> </ol>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 129 条 再委託</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</li> <li>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</li> </ol> </li> <li>2. 契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</li> <li>3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</li> <li>4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、山梨県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は山梨県の指名停止期間中であってはならない。</li> </ol> <p><b>第 131 条 守秘義務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</li> <li>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</li> <li>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 113 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</li> <li>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後において第三者に漏らしてはならない。</li> <li>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</li> <li>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</li> <li>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</li> </ol>	<p><b>第 129 条 再委託</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断</li> <li>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</li> </ol> </li> <li>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</li> <li>3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</li> <li>4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、山梨県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は山梨県の指名停止期間中であってはならない。</li> </ol> <p><b>第 131 条 守秘義務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</li> <li>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</li> <li>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 113 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</li> <li>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後において第三者に漏らしてはならない。</li> <li>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</li> <li>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</li> <li>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</li> </ol>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 132 条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、<b>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</b>等関係法令に基づき、<b>次に示す事項等の個人情報</b>の漏えい、滅失、改ざん又は<b>毀損</b>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. <b>再委託の禁止及び再委託時の措置</b></p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、<b>第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</b></p> <p>7. 事案発生時における報告</p> <p>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>第 132 条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は<b>き損</b>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告</p> <p>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</b></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導) 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底をはかるものとする。 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 (契約終了時等における行政情報の返却) 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。 (電子情報の管理体制の確保) 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保) 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。 イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	<p><b>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</b></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導) 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底をはかるものとする。 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 (契約終了時等における行政情報の返却) 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。 (電子情報の管理体制の確保) 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保) 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。 イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</li> <li>2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</li> <li>3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</li> <li>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</li> </ol> <p><b>第 139 条 保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p><b>第 138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。 また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</li> <li>2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</li> <li>3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</li> <li>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	

改定	現行	摘要
<p><b>第 203 条 調査等</b></p> <p>1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。</p> <p>2. ボーリング位置、深度及び数量</p> <p>(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。</p> <p>3. 仮設</p> <p>足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。</p> <p>4. 掘進</p> <p>(1) 孔口はケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように務めなければならない。</p> <p>(6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質・割れ目・断層破碎帯・湧水・漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。</p> <p>(11) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p>試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p>	<p><b>第 203 条 調査等</b></p> <p>1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。</p> <p>2. ボーリング位置、深度及び数量</p> <p>(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。</p> <p>3. 仮設</p> <p>足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。</p> <p>4. 掘進</p> <p><b>(1) 掘進は、地下水位の確認ができる深さまで原則として無水掘りとする。</b></p> <p>(2) 孔口はケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。</p> <p>(3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。</p> <p>(4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。</p> <p>(5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。</p> <p>(6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように務めなければならない。</p> <p>(7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。</p> <p>(9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。</p> <p>(10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質・割れ目・断層破碎帯・湧水・漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。</p> <p>(11) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p>試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p>	

改定	現行	摘要
<p>5. 検尺</p> <p>(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>6. その他</p> <p>採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</p> <p><b>第 401 条 目的</b></p> <p>標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。</p> <p><b>第 404 条 目的</b></p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第 414 条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。</p> <p>3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。</p> <p>4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>第 504 条 目的</b></p> <p>平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p><b>第 519 条 目的</b></p> <p>速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播する P 波（縦波、疎密波）及び S 波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。</p>	<p>5. 検尺</p> <p>(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き、確認を行うものとする。</p> <p>6. その他</p> <p>採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</p> <p><b>第 401 条 目的</b></p> <p>標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まりぐあいの相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。</p> <p><b>第 404 条 目的</b></p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第 414 条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。</p> <p>3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の確度をできるかぎり記録するものとする。</p> <p>4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>第 504 条 目的</b></p> <p>平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p><b>第 519 条 目的</b></p> <p>速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬する P 波（縦波、疎密波）及び S 波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。</p>	



改定	現行	摘 要
<p><b>第 905 条 雨量観測</b>  地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</p> <p><b>第 906 条 解析</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地盤特性検討  基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。</li> <li>2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。</li> <li>3. 安定解析  地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。</li> </ol> <p><b>第 907 条 対策工法選定</b>  機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。</p> <p><b>第 908 条 報告書作成</b>  業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><b>第 905 条 解析</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地盤特性検討  基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。</li> <li>2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。</li> <li>3. 安定解析  地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。</li> </ol> <p><b>第 906 条 対策工法選定</b>  機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。</p> <p><b>第 907 条 報告書作成</b>  業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。</p>	